

## 移住啓発用媒体作成業務委託プロポーザル審査要領

### 1 趣旨

移住啓発ポスター等制作業務委託のプロポーザル実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定める。

### 2 審査

#### (1) 審査員

副町長、総務課長、企画調整課長、商工観光課長の計4名が審査を行う。

#### (2) 審査方法

上記審査員において、提出された提案書等の審査を行う。

審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計得点にて競う、「総合評価方式」により行い、総合得点数が最も高い企画提案を行った事業者を最委託契約候補者として選定する。

#### ・採点区分

非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

#### (3) 審査項目と評価の観点

審査項目	審査基準	評価の観点
デザイン提案書に対する評価	地域特性	屋久島町のイメージと合致するデザインであるか
	コンセプト	(①ポスター) 自然豊かな本町で子育てすることを誘発させるデザインとなっているか (②紙袋) シンプルでかつ本町を容易にイメージできるデザインか (③小判抜きポリ袋) 必須事項を挿入したデザインになっているか
	提案の全般	企画力が優れ、全般的にデザイン提案内容が理解できるもので、熱意・誠実さが感じられるか
	独自性	仕様書の内容に基づく業務のほか、独自性のある、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。
	見積金額	仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。 また業務実施する上で、妥当な金額か。
同種業務におけるこれまでの実績内容	地域での実績	同種業務において、これまでに本町での実績があり内容は的確であるか